

利益相反管理のための基本方針

2009年6月1日 施行

フコクしんらい生命保険株式会社（以下、当社といいます。）は、当社または当社の親金融機関等が行う取引により、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、適切な利益相反管理を行うため、本方針を定め、これを遵守してまいります。

1. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当社または当社の親金融機関等です。

①富国生命保険相互会社

2. 利益相反のおそれのある取引の特定

当社は、必要な情報を収集し、利益相反管理を必要とする利益相反のおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）を特定し、次のとおり分類して管理を行うものとします。

①当社または当社の親金融機関等とお客さまとの間で生じる利益相反

②当社または当社の親金融機関等のお客さまと他のお客さまとの間で生じる利益相反

③不適切な情報の利用

3. 利益相反管理の方法

当社は、利益相反管理の方法として次に掲げる方法その他の方法を適宜選択し、またはそれらを組み合わせることにより、お客さまの保護を適正に行います。

①利益相反を発生させる可能性のある部門を分離する方法

②利益相反のおそれのある取引の一方または双方の取引条件または方法を変更する方法

③利益相反のおそれのある取引の一方の取引を中止する方法

④利益相反のおそれのあることをお客さまに開示する方法

4. 利益相反管理態勢

当社は、当社の利益相反管理を統括するための部署およびその責任者（利益相反管理統括者）を設置し、必要な規程の制定を行い適切な利益相反管理を行うものとします。